

高知県教育委員会 会議録

平成24年11月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成24年11月27日(火) 13:30

閉会 平成24年11月27日(火) 16:40

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	北添 紀子
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員(教育長)	中澤 卓史

欠席委員

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	岡崎 順子
〃	教育次長	中山 雅需
〃	教育政策課長	岡村 昭一
〃	教職員・福利課長	彼末 一明
〃	教職員・福利課企画監	北川 圭児
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	市川 広幸
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	高等学校課企画監	森本民之助
〃	特別支援教育課長	田中 信一
〃	生涯学習課長	平野 博紀
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課課長補佐	柏木 理男
〃	人権教育課課長	吉田 弘章
〃	教育センター所長	濱田久美子
〃	教育政策課課長補佐	中島 勝海
〃	教育政策課教育企画担当f-7	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	近森 公夫(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

小島委員長

11月定例委員会を開催する。本日の付議第3号から第10号については、高知県議会12月定例会に提出予定の報道解禁前の議案のため、非公開として取り扱うこととする。

賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第3号から第10号は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案（人権教育課）】

○人権教育課長 説明

○質疑

教育長	県側が一審で勝訴したが、相手側が不服として控訴したことから、知事に権限のある訴訟事務を教育長に補助執行させることについて、同意する議案である。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課課長補佐 説明

○質疑

委員	料金設定のもとになる基準は何か。
教育長	料金はどの施設も条例で定めている。指定管理者に出す場合には、条例で上限を決めている。その範囲内で指定管理者が料金を設定することになる。
委員	個々の施設によって料金設定は違うのか。
教育長	違う。要はその施設を建設するためにどれだけかかったのか、維持管理にどれだけ必要か、その上で年間の利用者がどれだけいるかを勘案する。完全には独立採算にならず、その施設の目的によって他県の類似施設を参考にしながら料金設定をしている。観光施設は比較的利用料が高くなっているが、教育施設になると低くなる。この規則を含め、他の施設も横並びで65歳以上を無料としているが、定年も延びることから、将来的には議論が必要になると思う。

委員	実際弓道場は、65 歳以上の利用者が非常に多い。
事務局	22P の申請書の様式が電話番号と F A X になっているが、このような文書はメールでの提出はできないのか。
委員 教育長	正式書類なので、メールは不可としている。様式は他の施設のものを加味しながら作成している。
委員 事務局	障害のある方もこの書類を整えて提出しなければならないのか。
委員 事務局	代理の方が対応することになる。
委員 事務局	他の施設と比較して、特別に変わったものではなく、高校生等は特に安く利用できるようにしている。
委員 事務局	個人で使われる方もいるのか。
委員 事務局	いる。7・8P の様式にて各々で申請することになる。
委員 事務局	部活動で使う場合の減免規定はあるのか。
委員 事務局	学生は、月に 900 円。部活動だと週に 2、3回は使用するので、月に 12回使用すれば、1回あたり 100円未満で使用できることになる。
委員 事務局	それは県立でも私立でも同じか。
委員 事務局	同じである。
委員 事務局	大会時も申請があるのか。
委員 事務局	大会時は、競技団体が一括して申し込むことになる。また県体では、教育委員会が申請者となる。
委員 各委員 委員	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
	全員挙手
	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 平成24年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

委員 教育長	山本貴金属地金株式会社の寄付の経緯を。 ことの発端は、図書館の移動図書館バスに広告を出してもらっていたことで、県の財政状況を憂い、大阪本社の方がふるさと納税をしてくれるようになり、その相当額をいただいている。
委員長	人件費の補正は、人数的に足りてはいるが、一人当たりの単価が低かったということか。
事務局	1人当たりの単価では、給料は新陳代謝で若干の減だが、今回の場合、先般条例改正された期末手当の減額が大きい。おそらく1億5～6千万円の減額になる。
委員長 事務局	配置人数を削っているわけではないのか。 例えば、来年度の予算を計上する時には、今年度の11月1日現在の人員と給料で人件費を計算するが、実際新年度になると人の入れ替わりや退職の部分が新規採用で補充されないこともあり、減額となっている。給料については、今回人事院勧告はなかったが、減額となっている。 県立学校では、多少期限付き講師を減らしており、当初見積もりからは若干減があった。
委員長 事務局	高知県の正規教員の平均年収はどれくらいか。 月額給料は、小中学校教育職の給料表では、399,375円（平均年齢47歳2月）、高等学校は394,231円（平均年齢45歳）となっている。ちなみに行政職の平均年齢は43歳7月。人件費全体で見ると、給料は半分程度と考えていただければよい。
委員	平均年齢が高くなると退職者が多くなり、若い人が入ることで、コストが下がっていくことになるのか。
事務局	そのとおり。23年度と24年度とでは、平均年齢は上がっている。23年度は小学校で47歳、24年度が47歳2カ月ともうしばらくは上がる予定。
委員長	国からの国庫負担金や地方交付税等は、800万円、900万円等と単価は決まっていると思うが。国庫負担金は使わなかったら返さなければならないのか。
事務局	国庫負担金は、清算方式になっており、使っただけの実績ベースになっている。交付税は基準となっている。
委員	余っていれば、次へ繰り越すことはできないのか。
事務局	一般財源は、繰越の財源となる。
委員長	新図書館の分は、津波浸水の想定を加味したことによる実施設計の遅れが原因であれば、当初の予定より増額になるのではないのか。

教育長	<p>設計費は変わらないが、免震構造を南海トラフの巨大地震の想定に合わせた構造に変えることを議論しており、一時設計を止めていたが、結局変えることとした。議論を経て、より強固な地震に強い建物にすることとした。建物自体は、何億かは余分に必要になると思われる。</p> <p>免震構造の部分だけを見れば増額になるが、その他の部分を削ることで、帳尻を合わせて行くようにしたい。</p>
委員長	<p>指定管理者による管理代行料に係る債務負担行為について、詳しく教えてほしい。</p>
教育長	<p>債務負担行為とは、翌年度にわたって債務を負担するということで、今年度に補正しても今年度には支出を伴わず、翌年度に支出、負担が伴うこと。指定管理者制度には準備行為があり、4月1日までに契約をしておかないと、4月1日からの管理に間に合わないから、事前に了解を得ておこうとするもの。</p>
委員長	<p>補正は、例年このようなものか。</p>
事務局	<p>12月は全庁的にこのようなもので、人件費の補正が出る時期である。</p>
教育長	<p>国に合わせて県も退職金のカットをしようとしているが、この分の減額が2月議会に人件費の補正として上がってくると思われる。</p>
委員長	<p>給与の額は、国に準じて県も定めていたが、今はどうか。</p>
教育長	<p>今は、県独自で国よりも低くなっている。退職金は国と同じようにしている。</p>
委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p>
各委員	<p>全員挙手</p>
委員長	<p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第4号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

教育長	1級より2級の給料が高いことから、本来は1級であるはずの者を一定の試験で2級に上げていた。職務給の原則からすれば、本来2級は教諭の給料体系であり、実習助手を2級にしてはいけないのに許していたことから、これを一旦切り替えようとするものである。
委員	今まで問題にならなかったのか。
事務局	問題だったので、21年度からはその試験をしていなかった。ただし、2級へ上がることは1つのモチベーションでもあるので、職務内容で再整理して2級への昇格の道を残すようにした。
委員	免許を取らなくて、臨時職員でやっても試験は受けられたのか。
事務局	これまでの制度は、正職員に対しての制度だったので、臨時職員ではなかった。寄宿舎指導員は、教員免許を持っていなくても正職員になり得た。講師は実習の免許を持ち、実習は教えられるが、教室での座学は教えられない。寄宿舎指導員は子どもたちの生活指導等になるので、特に資格は不要である。それなのに教員免許が必要な2級まで行ける制度だった。もっと言えば、教諭が教頭の給料をもらうとわたりになるが、そのような状態だった。教頭だと3級になり、校長だと4級になる。
教育長	今度は一旦切り替えておいて、その中でもチーフ的な人だけを2級に上げようとするもので、これからは指導的立場に立ってきちんとそれに見合った仕事を期待したい。
委員	9Pの配置計画で何人中何人とあるがこの意味は。
事務局	10Pを見ていただきたい。24年度の現在の職が載っている。農業だと講師と主任実習助手の2名が現在2級の職になっている。これについては、その右にあるH25予定数にあるとおり、講師については、来年は24名でいき、主任実習助手については8名、寄宿舎指導員については9名にしようとしている。例えば今、主任寄宿舎指導員は24名いるが、それを各学校1名を基本にして9名にしたいと考えている。ただし、講師については、実習の授業を教えているので、比較的多くの職員がいる。子ども達に教えるという部分が教諭に相当するということで、数的には多くなっている。
委員	寄宿舎指導員であれば、24名が主任になっているものを落として9名を合格にするということか。
事務局	そのとおりだが、最低でも9名が受験して合格しなければならない。24名全員に受けてもらいたいところだが、年齢要件もあり、本人の申し込みなので、どうなるかは分からない。 寄宿舎指導員を含めた88名のうち、48歳以上の人に受験機会があ

委員 事務局	<p>るというイメージ。</p> <p>主任寄宿舍指導員とは、どのような試験を行うのか。</p> <p>内部登用の試験なので、所見書と面接、作文にしようと考えている。以前はペーパーの筆記試験もしていたが、簡素化して3種類の試験を考えている。結果的に所見書の比重が大きくなると思われる。</p>
委員 事務局	<p>上位9名となるとかなり狭き門となる。人選は、人的要素でほぼ決まってくるのではないか。</p> <p>採用試験ではない。元々正規の職員として採用された寄宿舍指導員が業務をしながら、チーフ的（主任的）な位置に立てれる方に受験してもらい、その方が適格かどうかを判断することになる。</p>
委員 事務局	<p>今、寄宿舍のある学校は何校あるのか。</p> <p>高知農業高校にも寄宿舍はあるが、指導員は置いていない。置いているのは、特別支援学校のみ。山田と日高は生徒が多いので、主任寄宿舍指導員は2名置く予定。</p>
委員長 教育長 委員長	<p>これは管理運営事項になるのか、それとも勤務条件のことになるのか。</p> <p>勤務条件になる。</p> <p>職場の人間関係が気まづくなることが懸念されるので、気を付けなければならない。</p>
教育長 事務局	<p>元々は、一定の年齢に達していれば、上へ上げていた。是正せよとのことで、知事部局が是正した時に、教育委員会は中途半端な是正をしていた。とにかく試験を行い、合格者は人数制限なしで、上へ上げる制度だったが、教育長になった時にこれに気づき、試験をストップしていた。新しい仕組みをいろいろと協議することに時間がかかってしまい、現在に至っている。</p> <p>試算モデルでは、22歳大学新卒新採の小学校教諭の場合は、定年時の給料が415,600円、高校が427,100円になる。同じ新卒新採で、最短の30歳で講師になった方の場合、定年時の給料は427,100円になり、高校と並び、小中学校を追い抜くことになる。寄宿舍指導員では、最短の38歳で2級になった場合、421,400円になり、小中より高くなる。この実態も見直しの理由である。</p>
委員 教育長 事務局	<p>同様なおかしい制度は他にないか。</p> <p>ないはずである。</p> <p>教育職の給料表は1級から4級までで、2級と3級の間主幹教諭の特2級が新設されて5級制になり、職がはっきり決まっている。教諭だと2級で、試験に受ければ主幹教諭の特2級、教頭になれば3級、校長になれば4級と決まっている。</p>
委員長 事務局	<p>1級に下げた時に給料は減らないのか。</p> <p>1級に下げると大きく下がるので、現給保障としており、1級の最高号給に切り替わる。</p>

教育長 事務局	ただし、2級に戻らない限り退職まで昇給しない。 これまでの給料との差が大きくなるので、5年間の特例を作り、元に戻れるようにしている。
委員	下がった人からすると、身分が下がったように見られはしないか。 履歴書で降格されたように見えないか。
事務局	異動表の備考で、職名の読み替え規定を作り、辞令を出さずに職名を変える手法で配慮する。
委員 事務局	制度改正によることならば、降格には見えないのではないか。 「条例〇条の規定により、1級の〇号に切り替えて現給を補償する」というようにすることで、配慮したい。
教育長 委員長	不利益処分には該当しない案件である。 この制度を説明する際には、モチベーションを上げるために2級に上げる機会を残したことを伝えなければならない。
委員	教育長が言ったように、普通の教諭より給料や退職金が多ければ、それは是正しなければならないと思う。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案に係る意見聴取に関する議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長 説明

○質疑

委員長 事務局	児童福祉施設に関する条例になるのか。 省令と異なる部分のみ説明したが、この条例における教育委員会が所掌する保育所の部分についての同意を得るものである。
委員長 事務局	保育所の給食はやっている所とそうでない所があるのではないか。 保育所は全てやっている。
委員長 事務局	給食の食材はどこから入ってくるのか。 地産地消が進んでおり、基本的には地域食材を使用するようにしている。米や野菜など、地元の物を指定して提供している。
委員長	小学校であれば学校給食会があり、地産地消もやっているが、そのような組織はないのか。
事務局	保育所の場合は、個別の業者からなるべく地元の食材を仕入れるようにしている。そうでなければ県内産のものをお願いして仕入れるようにしている。
委員	41Pの一番下に児童福祉施設の種類とあるが、これは法律でこのような種類に分類される施設という意味か。

事務局	<p>そのとおり。児童福祉法の中に「児童福祉施設とは」とあり、この13種類が位置付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助産施設は、経済的理由により入院できない妊産婦を入院させ、助産を受けさせる施設。 ・乳児院は、要するに養護施設の乳児版になる。乳児を入院させて養育をする施設。 ・母子生活支援施設は、配偶者のいない女子等に対し、看護すべき児童を入所させ、これらの母子を保護、生活支援をする施設。 ・保育所はご存じのとおり。 ・児童厚生施設は、児童公園や児童館等、児童に遊びを与える施設。 ・児童養護施設とは、保護者がいない児童や家庭の事情により、保護者が養育できない場合に施設で養護を行う施設。 ・福祉型障害児入所施設は、障害児を入所させて保護、日常生活の指導等を行う施設。 ・医療型障害児入所施設は、障害児を入所させて、同じく保護、日常生活の指導に加えて治療の支援等を行う施設。 ・福祉型児童発達支援センターは、障害児を日々保護者の元から通わせて日常生活における基本動作等の指導や集団生活を行うための訓練の支援を提供する施設。 ・医療型児童発達支援センターは、障害児を通所により日常生活における基本動作の指導、生活に必要な知識・技能等の付与・訓練や治療の支援を行う施設。 ・情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させて、その情緒障害を直し、併せて相談その他の支援を行う施設。 ・児童自立支援施設は、以前の救護院に該当する施設で、不良交友、または恐れのある児童を入所させて、自立支援を行う施設。 ・児童家庭支援センターは、児童に関する専門的な知識・技術を必要とする者に対し、助言等を行う施設。
委員 事務局	<p>(保育所を除く) これらの多くは、どこの部署が所管するのか。教育委員会以外では、養護施設や乳児院は地域福祉部の児童家庭課となり、障害児関係は障害保健福祉課となる。それと幼保支援課の3課になる。</p>
委員長	<p>保育所が市町村教育委員会所管になっているのは、何か所くらいあるか。</p>
事務局	<p>19市町村になる。</p>
委員	<p>地産地消の推進の件で、16条の6項は高知県独自に決めたものか。</p>
事務局	<p>そのとおり。ちなみに、宮崎県が各県に照会した中では、非常災害にかかる独自規定を定めていたり、定めようとしている県が本県を含め、27道県ある。暴力団の排除に関しては、本県を含めて4府県、</p>

委員	地産地消は本県を含めて7県が独自に定めている例がある。 他にも政令市でも、これ以外に独自に盛り込んでいるので、独自に規定している例はもう少し増えると思われる。
事務局	条文の文末の基準が「努めなければならない」等、明確だったり、曖昧だったりする。各施設においては、1割でも2割でも良いことになるのではないか。
委員長 各委員 委員長	地産地消は、推進するために入れているが、限られた運営費の中でやりくりすることから、園によって遂行できる度合いは違うので、努力義務としている。 本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長 説明

○質疑

委員長 事務局 委員長 事務局 委員長	保育園と同じように、認定こども園も変えようとするものか。 そのとおり。条文の方は、5Pの新旧貸借表を参照していただきたい。 今まで幼稚園については、外部搬入されていなかったのか。 幼稚園にのみ認められていた。 市町村の公立幼稚園の場合に、小中学校と同じ中でやっていたのかと思っていた。0歳から3歳未満については、まだ園内でやらなければならないということか。
事務局 委員長 事務局	そのとおりで、園内調理しなければならない。 保育所はますます0歳児からの預かりを嫌がるのではないか。 県内では、3歳以上で外部搬入している園はない。また0・1歳の保育は増えてきている。
委員長 事務局	認定こども園では、0歳児を預かることはあまりないのではないか。 私立の幼稚園は、認定こども園型になっているが、0歳児保育の経験がないので、その部分で踏み切れなかったり、中には0歳児や1歳児を受け入れていない園もある。
委員長 事務局 委員長	現在、看護師を置くことができる制度になっているのか。 看護師を置かなければならない義務にはなっていない。 小さい子どもを預かるとなると看護師を置かなければならない場面も出てくるのではないか。
事務局	乳児保育の職員配置基準の中に、義務ではないが看護師1人に限って保育士の数にカウントできる規定はある。

委員長	保育所長の話を知ると、看護師を置きたいが人手不足のために確保できないとのことだが、定数の中に組み込んで配置することになるわけだ。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第7号 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員長	家族ではなく、本人の収入が150万円に届かない場合に返還猶予ができるということか。
事務局	そのとおり。ただし、結婚した場合については、世帯主の給与を検討する場合もあるが、基本は本人の収入に対してである。
委員 事務局	猶予期間及び返還期間ともに利息が付くのか。 通常の奨学金の場合、返還が遅れたら延滞利息が付き、遅れない限り付かない。猶予期間中は止まっていることになる。
委員	24年4月からなので、現在高校3年生が来年3月に卒業して、進学しない場合に、6か月後の10月に収入が150万円を超えていなければ、返還は猶予されるということか。
事務局	そのとおり。150万円に達していなければ、10月に猶予の申請をしていただく必要がある。
委員	高1から借りている場合が多いと思われるが、高校1年から高校3年までの全ての貸与総額に対して、返還が猶予されるということか。
事務局	そのとおり。
委員 事務局	この制度の審査は誰がするのか。学校はタッチしないのか。 県教育委員会になる。高校卒業後の返還時期になって、規定の150万円に達していない理由を付記して猶予の申請をすれば、教育委員会事務局で審査をして、妥当となれば返還猶予することになる。最終的には教育長の決裁を受けて決定となる。
委員長 事務局	今後はさらに徴収が難しくなるのではないか。 150万円のラインは、現実問題としても厳しい状況ではないかと認識している。
委員長 事務局	月々にいくら返還することになるのか。 資料の5Pにあるが、公立高校で月額1万8千円を借りていけば、3年間で64万8千円になる。これを9年間、月々約6千円、年間で約7万円の返還となる。

委員長 事務局	<p>大学に行くとは猶予されるのか。</p> <p>そのとおり。さらに大学で別の奨学金の貸与を受ければ、それぞれに返還しなければならないことになる。大学でも1年間の猶予制度を作っているのだから、それも猶予の申請が必要になる。ただし大学では300万円に届かない場合となる。</p> <p>〔本条例改正に伴う施行規則の改正について説明あり。 (同規則の施行期日を12月中にする必要があることから、専決することも含めて承認。)]</p>
委員長 各委員 委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第8号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案（文化財課）】

○文化財課長 説明

○質疑

委員 事務局	<p>4Pで運営費支出となっているが、利用料収入と指定管理料を合わせた額で運営しているのか。県からいうと、これが支出になるのか。利用料収入と指定管理料で収入があり、それから運営費支出を差し引いたものが利益となっている。</p>
委員 事務局	<p>利用料収入と指定管理料を足したものが運営費支出になっているのか。</p> <p>そのとおり。25年度以降は、当初計画なので一緒になっているが、それ以前は利用料収入と指定管理料を足したものが上回っている状態になっている。</p>
委員 事務局	<p>その分が利益となるわけだ。</p> <p>利益については、一定制限を加えており、割合によるが1/2は県へ返ってくるような制度としている。</p>
教育長 委員長 事務局	<p>全額指定管理者のものになるのではない。</p> <p>指定管理者としてのメリットは何があるのか。</p> <p>サービス向上や今までならば手の届かなかったところまで手を足してもらっている。例えば、夏にミスト散布をして涼を提供している。管理者側には、受託することで高知公園の管理をしていることのPRができる。</p>
委員	<p>原価がいくらかかっているかは別の話になる。1億円で運営できれば、差額の3千万円が利益になる。</p>
教育長	<p>観光客をたくさん呼び込んでくれば、管理者側の実入りが多くなる</p>

<p>委員長 事務局</p>	<p>ことになる。 赤字になったらどうなるのか。 基本的には無いが、大幅な赤字の場合は、県が負担をすることもある。</p>
<p>委員長 教育長</p>	<p>人をうまく回せるメリットはあると思われる。 県の外郭団体の文化財団などは、利益が出れば全額返納することになっている。以前は、やる気を出してもらうために、利益が出れば一部を財団に内部留保し、企画展等ができるようにしていたが、今は全額返納になっている。県が直営でやると税金を納めることにならないが、民間が利益を上げれば税金になる。</p>
<p>委員長 各委員 委員長</p>	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第9号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案（文化財課）】

○文化財課長 説明

○質疑

委員 事務局	法的裏付けは分かるが、別途人件費を支給しているのはどうしてか。全国的な派遣の見直しにより、県として全庁的に県から派遣の職員の基本給については、支給することにしている。
委員	人件費を抜いてしまうと、埋蔵文化財センターにどれだけのコストがかかっているのかが見えなくなる。
事務局	この表では分からない。別の資料では分かるようになっている。
委員	以前にアウトソーシングの委員をしていた時に、外郭団体について調べたことがあり、その際に相当な資料を突きあわせないと独立採算で採算が合っているかどうか分からなくなるという議論があった。にもかかわらず、元へ戻っているような気がする。
事務局	この扱いについては、住民訴訟の判決や会計検査の指摘を受けてのもの。裁判は神戸の事例だが、外郭団体へ派遣した職員に対する補助金が違法ではないかという訴訟が起こり、当初は敗訴した。控訴審では補助金は違法ではないとの判決が出た。そのようなことを踏まえて全国的に見直しをしたところ。
教育長	法的にはどちらでもできるようになっており、裁判で判決が揺れているが、補助金で派遣職員をみることは違法だとする判決が出たということ。
委員	指定管理の考え方も、コストがどれだけかかっているかを分かるようにすべきだと思う。
委員長	外郭団体の職員と県の派遣職員とでは身分は違い、一方は公務員の扱いを受け、一方は適用を受けない。それなのに、県のお金で給料を払うのは、けしからんという言い分にはならないのか。
教育長	派遣等に関する法律ができ、さらに派遣法ができて、そのあたりの整理はできている。派遣先についても条例で定めている。別に派遣しようとするれば、議会での議決が必要になる。民間には派遣できなくなっている。
委員長 事務局	教育委員会が給料を支払っているのは、教員身分か、行政身分か。行政も行っているし、教員も行っている。
委員長 事務局	発掘等の専門的な知識を持った者か。 この指定管理については、当然歴史などに詳しい人物であるし、発掘については、一定専門知識を有している。
教育長	このお金の中には発掘調査費は入っておらず、指定管理の部分である。発掘調査は別途業務委託している。
委員長 教育長	以前は教員を文化財団にも派遣していたが、今も教員はいるか。 教員は発掘調査にもいるし、指定管理の方にもいる。

委員	牧野植物園にも同様の人がいると思うが、順次このように変えていくのか。
事務局	牧野植物園は先にやっている。埋蔵文化財センターは遅かった。文化財関係の団体に派遣されている全ての派遣職員は、基本給は県から支給することとしている。
委員	また、昔に戻るような気がする。
教育長	民間の経営感覚からすれば、ずれている。
委員	利潤追求団体とは違うが、コスト部分が分かるように個別にすべきと同友会でも提言したところ。
教育長	外郭団体側から見ればそうなると思う。県の方は、こちら側からばかり見ている。 指定管理で見れば、どれだけコストがかかっているかが分かるが、このような出し方をすれば分からなくなる。 人件費を分かるようにするために、このような表を作って説明した。
委員	牧野植物園を調査した時に、総コストがどれだけかかっているのかがなかなか分からなかったの、ここはあまり賛成できない。 24年度は指定管理料でみる人件費は1人とのことだが、1,900万円も必要なのはどうしてか。
事務局	基本給は1名分と実績給（勤勉手当、時間外手当等）の5名分とからなっている。
委員長	財団の長には退職者が行っているのか。
教育長	現役が行くと、財団の財政が厳しくなるので、OBが行っている。
委員	委託料の決め方は、直指定と公募では違うのか。公募の場合もこちらで決めた金額になるのか。この金額でやってくださいと公募するのか。
教育長	目安の金額を示し、その範囲内でやってくださいと委託する。
委員	この場合は、直指定なので、こちらで決めたとおりに相手方はやることになるわけだ。公募であれば事業計画書などの書類が出てくると思うが、直指定だと事業計画書はないのか。
事務局	直指定でも、こちらから仕様書を出して、事業計画を立ててもらうとともに、予算の収支も同じように出てくることになる。それを査定する。
委員	条例では、事業計画は公募の場合にしか出てこないが、どのように整理しているのか。
事務局	行政管理課の出している内部規定の通知によりお知らせをしている。
委員	実際の用務を考えると、公募しても応募が無いことは分かるが、但し書きにあるように、あえて直指定する理由が明確に書かれていてもいいと思う。
委員長	発掘調査をしたり、それをまとめる等、素人では困難であると思わ

教育長 委員	れる。 指定管理に出さなくても、直営でやってもいいようなもの。 それを指定しているのは、教育委員会の中で、どのような判断・根拠によって選定されるものなのか。例えば公募の場合であれば、選定委員会を作り、検討がなされると思うが。
教育長 委員	そもそもこの業務をできる団体が他にないことから、私が判断した形になる。 公の施設であるので、指定管理の用務として、土日も開館させることも仕様書に盛り込むことができるのではないかと。もっと多くの人が集まる施設に向けて努力してもらってもいいのではないかと。
教育長 事務局	今の状態では、たくさん人が集まるとは思えないが、土日等もイベントや出前教室を行うなど、努力はしている。 夏休みには、親子考古学教室をやったりと、全く閉まっている状態でもない。
教育長	直営で、公の施設でなくても、土日に関することはできる。現在はプロパー職員でやっているのだから、これを直営でやるとプロパー職員の行き場を奪ってしまうことになる。長期的には直営でやりたいと考えている。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第 10 号 高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課課長補佐 説明

○質疑

教育長	最初の 2 年間は、現在の弓道場の管理者と運営を調整する必要があることから、現在の管理者に任せるようにした。2 年後に公募する。現在の県立武道館や体育館は公募で指定しており、同じ団体に新弓道場についても管理者に指定しようとするもの。
委員長 事務局	スポーツ振興財団の職員構成は、どのようになっているか。 理事が 10 名。その中に県の OB が専務理事でいる。後はプロパー職員の 3 名。
委員長 事務局	他に臨時職員を雇用しているということか。 月 16 日以上勤務の不定期職員（県での臨時職員）を雇っている。後は短時間雇用で 15 日以内で来てもらっている。
委員長	プロパー職員が携わるといふより、要するに施設ごとに人を雇っており、臨時職員で賄っているということか。

事務局	各施設にプロパー職員がおり、そのもとで臨時職員が働くシステムになっている。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第10号

原案のとおり議決